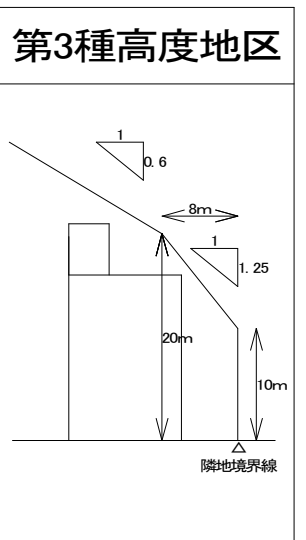
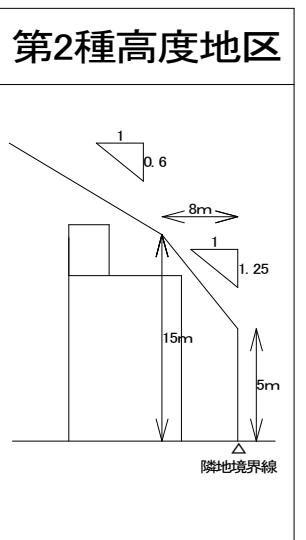
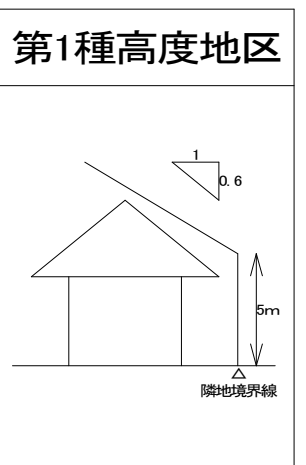


斜線制限等早見表

各規制 用途地域	通称 道路斜線 法56条1項1号	通称 隣地斜線 法56条1項2号	通称 北側斜線 法56条1項3号	通称 高度斜線 法58条 注1	道路幅員による 容積率 法52条2項 注2	法22条区域の指定 Ⅱ 法23条適用	通称 絶対高さ 制限 法55条1項	中高層紛争予防 条例該当規準
1 低専	有 (係数1. 25)	-	有 (5m+係数1. 25)	1 種高度	係数0. 4	有 (容積率150%地域は 無)	10m	軒高7m超え 又は 3階建て
1 中高	有 (係数1. 25) 注3 1. 5	有 (20m+係数1. 25)	無	1 種高度 2 種高度	係数0. 4	-	-	高さ 10m超え
2 中高	有 (係数1. 25) 注3 1. 5	有 (20m+係数1. 25)	無	1 種高度 2 種高度	係数0. 4	-	-	高さ 10m超え
1 住居	有 (係数1. 25) 注3 1. 5	有 (20m+係数1. 25)	-	2 種高度	係数0. 4	-	-	高さ 10m超え
2 住居	有 (係数1. 25) 注3 1. 5	有 (20m+係数1. 25)	-	1 種高度 2 種高度	係数0. 4	-	-	高さ 10m超え
準住居	有 (係数1. 25) 注3 1. 5	有 (20m+係数1. 25)	-	2 種高度	係数0. 4	-	-	高さ 10m超え
準工業	有 (係数1. 5)	有 (31m+係数2. 5)	-	2 種高度	係数0. 6	-	-	高さ 10m超え
近商	有 (係数1. 5)	有 (31m+係数2. 5)	-	2 種高度 3 種高度	係数0. 6	-	-	高さ 10m超え
工業	有 (係数1. 5)	有 (31m+係数2. 5)	-	無 注4	係数0. 6	-	-	高さ 10m超え
商業	有 (係数1. 5)	有 (31m+係数2. 5)	-	3 種高度 -	係数0. 6 (容積率500%地域は 係数0. 8)	-	-	高さ 10m超え



注1 法58条に基づく 各高度地区の指定については、都市計画課 又は 都市計画図にてご確認ください。

注2 容積率は、法52条1項に基づき、都市計画により定められた数値と、同条2項に基づき定められた道路幅員（12m未満のものに限る）による数値と、どちらか小さい方の数値が適用となります。

注3 法56条3項に基づき、前面道路 幅員12m以上の場合、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が、前面道路の幅員に1.25を乗じて得たもの以上の区域内においては、1.5となります。

注4 まちづくり条例に該当する建築物は、同条例で指定する「住工混在地区」では「1種高度」の規制が付加されます。（詳細は都市計画課でご確認ください。）